

平成 年度
第 号

定期刊行物供給契約書

定期刊行物供給契約書

- 1. 契約物品
ただし、別紙仕様書、図面又は備付見本のとおり。
- 2. 契約金額 金 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に8/108を乗じて得た額である。

ただし、() の部分は、契約者が、課税業者である場合にのみ使用する。

品名	発行回数	単位	数量	1ヶ月分		12ヶ月分合計	摘要
				単価	合価		

- 3. 納入期限 平成 年 月 日
- 4. 納入場所
- 5. 契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 6. 契約保証金

上記定期刊行物の供給について、発注者 支出負担行為担当官 は、受注者と、次の条件により契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、頭書の定期刊行物（以下「刊行物」という。）を納入期限までに、納入場所に納入するものとし、発注者は、これに対し、代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。
- (2) この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(数量の変更)

第3条 発注者は、その都合により刊行物の数量を増減することができるものとする。この場合において、その数量の増減が代金計算の基礎となる期間の中途であるときは、その期間の代金については、日割計算その他適正な方法により決定するものとする。

(発行回数の変更)

第4条 発注者は、受注者より刊行物の発行回数又は単価が変更された旨の通知を受けたときは、頭書の発行日数又は単価は以後変更のあった発行回数又は単価によるものとする。

(納入方法)

第5条 受注者は、刊行物を発行し、又はこれが発行されたときは、納品書とともに直ちに、納入場所に配達し、発注者が検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）による検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、検査職員を命じたときは、官職及び氏名を受注者に通知するものとする。
- 3 刊行物の所有権は、発注者が合格品と認め納入場所において数量の確認を完了したとき、受注者から発注者に移るものとする。

(代品納入)

第6条 受注者は、前条の規定による検査に合格しない刊行物があるときは、直ちに、その代品を納入するものとする。

(代金の支払)

第7条 発注者は、受注者が前2条の規定により刊行物の完全な供給をした後、 か月ごとに取りまとめた額につき提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に、海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、この是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第8条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ年2.7パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せずその額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(納入期限の延伸)

第9条 受注者は、納入期限までに刊行物を納入することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び納入可能期日を明示して、発注者に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第10条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から刊行物納入の日までの日数に応じ、遅滞1日につき当該納入刊行物の契約金額の年36.5パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

(かし担保責任)

第11条 受注者は、発注者に供給した刊行物に破損、落丁、印刷もれその他不完全な箇所があったときは、発注者の請求により遅滞なく、他の完全なものを取り替えるものとする。

(契約の解除)

第12条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解約の申出があったとき。
- (2) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (3) この契約の履行について、受注者又はその使用人に不正の行為があったとき、又はこれらの者が発注者の行う検査を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。
- (4) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- (5) 受注者の事情によりやむを得ず廃刊せざるを得ないとき。
- (6) 発注者の都合により解約を必要とするとき。

2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められると

き。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 第1項第1号から第3号までの場合においては、違約金として第7条第1項の規定により1回分の支払額として定められた金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することのできない事由があるときはこの限りでない。また前項によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(相殺等)

第13条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる権利を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.7パーセント」とあるのは「年5パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第14条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第15条 この契約の履行について、発注者受注者間に紛議を生じたときは、発注者受注者協議して解決するものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所
氏 名

受注者 住 所
氏 名